

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、**公告に記載された期日までに大湊地方総監部契約課へ提出して下さい。**

なお、当該年度同様の入札において、同一の「適合証明書」を提出され、配点等に変更がない場合は、その旨、契約課に連絡することで、提出を省略することができます。

記

次の配点表の要素に示す①から②に示す得点の合計が45点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
① 事業者共通の取組		
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
② 優良認定への適合状況^{注1}		
1 優良適性（遵法性） ^{注2}	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体制の健全性 ^{注3}	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
合 計		75

注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価すること。

注2：優良適性（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、－5点とする。

注3：財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

- 添付資料：1 適合証明書
2 評価基準の細部

適合証明書

令和 年 月 日

(契約担当官等)

海上自衛隊

大湊地方総監部経理部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

下記のとおり相違ないことを証明します。

評価項目	点数
①事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	
3 全従業員への研修・教育	
(小計)	
② 優良認定への適合状況	
1 優良適性 (遵法性)	
2 事業の透明性	
3 環境配慮の取組	
4 電子マニフェスト	
5 財務体制の健全性	
(小計)	
①+②の合計点数	

※優良産廃処理業者認定制度に基づく
認定を受けているか

優良認定事業者の
認定の有無

有 ・ 無

注1: 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

【評価基準の細部】

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境／CSR報告書：環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。
② 優良認定への適合状況	
1 優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を5年間受けていないこと
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
5 財務体制の健全性	<ul style="list-style-type: none"> （1）直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 （2）直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 （3）産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 （4）最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。